

## 平成30年7月豪雨災害からの「ひろしまブランド復興」の取組について

### 1 観光で西日本を元気に!! 「11 府県ふっこう周遊割」

国の「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金（広島県配分額約4.8億円）」を活用し、災害救助法に指定された11府県\*が連携して宿泊を伴う周遊促進等に取り組むこととし、旅行者等に対する宿泊料金割引などを開始する。

\*災害救助法指定11府県…岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県

- (1) 宿泊予約開始日：8月28日(火)の予約分から有効  
 (2) 割引対象期間：8月31日(金)～11月30日(金)の宿泊及び代替交通の提供まで有効  
 ※但し、予算額に達した時点で終了する。

(3) 制度概要……事業スキームは別紙のとおり

#### ①周遊旅行の促進（旅行会社が企画する旅行商品を利用した場合）

内 容	割引上限額
災害救助法の指定11府県において、 <u>旅行会社が企画する旅行商品を利用して、2府県連続かつ2泊以上の宿泊</u> を行った場合、広島県内の宿泊施設における宿泊料金を割引	6,000円/人・泊

#### ②周遊旅行の促進（旅行者が宿泊施設に予約した場合）

内 容	割引上限額
災害救助法の指定11府県において、 <u>旅行者が宿泊施設に予約をして、2府県連続かつ2泊以上の宿泊</u> を行った場合、広島県内の宿泊施設における宿泊料金を割引	6,000円/人・泊

#### ③ボランティアの活動促進

内 容	割引上限額
広島県内の被災地域において <u>ボランティア活動を行う方が、県内で2泊以上の宿泊</u> を行った場合、宿泊料金を割引	6,000円/人・泊

#### ④代替交通手段の活用による旅行促進

内 容	割引上限額
アクセスが寸断されている観光地において、 <u>公共交通事業者等が代替輸送手段を用意し、低廉な料金でサービスを提供</u> した場合に、正規料金との差額を支援	正規料金の40%

◆制度の詳細及び手続き等については、「11府県ふっこう周遊割」広島県事務局まで

- ・TEL：086-232-6521 ※営業時間 10:00～17:00（平日及び9/1（土）、9/8（土））
- ・URL：<https://fukkou-shuyu.jp/hiroshima.html>

### 2 ひろしまブランド復興に向けたプロモーション

#### (1) これまでの取組

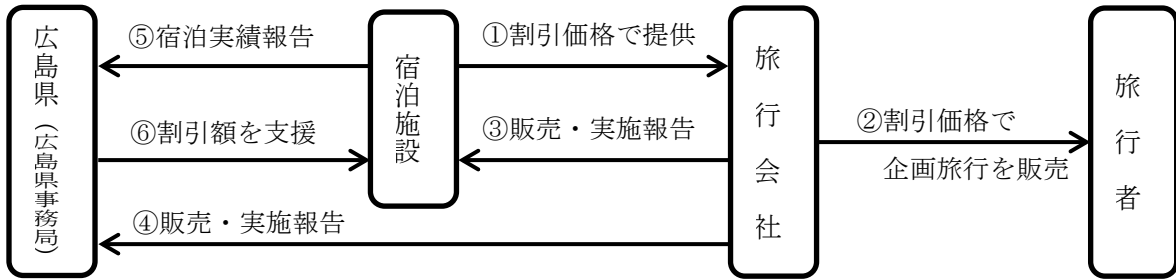
- ・国内向けにはテレビ・雑誌等のメディアを活用した首都圏・近隣圏へのプロモーションを展開するとともに、海外に向けてはVisit HiroshimaのFB等による情報発信や現地旅行会社を招請するなど、県内観光地の正確な情報発信に取り組んでいる。
- ・加えて、観光地へのアクセスに関して正確な情報発信をすることにより、観光地訪問のマインドを高めることを目的として、県内9か所の観光地へのアクセス方法などを県職員が紹介する情報サイト「行ける！広島県」を8月20日（月）から公開している。

#### (2) 今後の取組

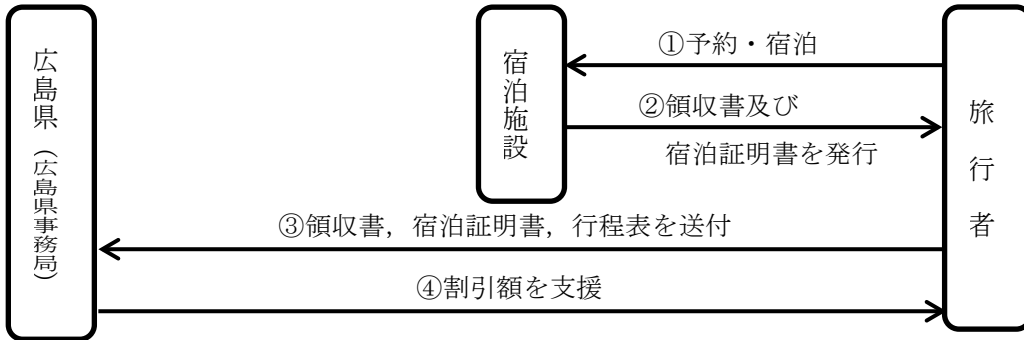
ひろしまブランドやせとうちブランドの復興に向けた切れ目のない取組が重要であることから、中四国各県と連携し、国内のみならず海外も視野に入れたプロモーションを検討するとともに、本県独自のプロモーションをさらに強化するほか、国に対する追加支援の要望活動を実施していく。

「11 府県ふっこう周遊割」の事業スキーム

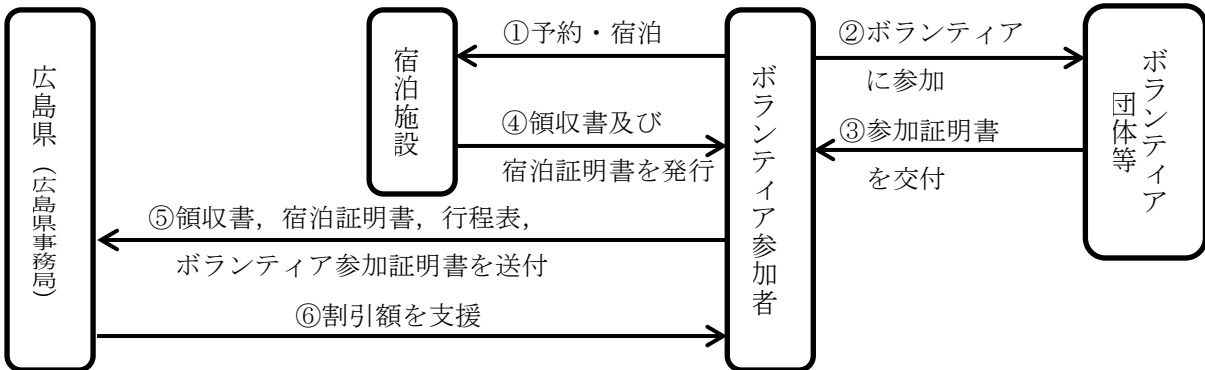
① 周遊旅行の促進（旅行会社が企画する旅行商品を利用した場合）



② 周遊旅行の促進（旅行者が宿泊施設に予約した場合）



③ ボランティアの活動促進



④ 代替交通手段の活用による旅行促進

